働きやすい職場を作るための私たちの権利



茨城県高等学校教職員組合

(〒310-0853 茨城県水戸市平須町1-93)

 ${\sf Tel} \, : \, 029\text{--}305\text{--}3075 \qquad {\sf Fax} \, : \, 029\text{--}305\text{--}3317$

E-mail: iba-kou@mito.ne.jp

茨城県の条例で決められた休暇制度が正確に知らされず、結果的に権利を行使できない(しない)ことは大きな問題です。今年度から、県立学校教職員の時間外勤務に上限規制が施行されます。私たちの権利は、働きやすい職場を作るためのものです。この「権利チラシ」を活用して、一緒に働きやすい職場を作りましょう。

年 休	◎年休を取る場合、理由を言う必要はありません。本来、年休はリフレッシュを目的にした休				
	暇で、病気の場合は療養休暇を取るべきです。県教委も年休を計画的に取得することを呼びか				
	けています。年休完全消化を目指すべきです。				
療養休暇(療休)	◎負傷又は疾病のため療養する場合に取得できる休暇です。1週間を超えない限り、医師の診				
	断書の提出は必要ありません。療休は連続して取得する場合、90日が限度です。連続8日以上				
	の療休を取った後に、20日間以上勤務すると療休はリセットされます。				
	◎2018年4月から「子の看護休暇」が拡充されて、「家族看護休暇」になりました。				
	看護の対象者	*中学生まで *配偶者			
		* 父母、配偶者の父母			
		(同居の有無は問わず)	66 000 66		
家族	取得日数	* 5 日(中学生までの子が2人			
看護休暇		以上いて、その子を看護する			
		場合は10日)			
	看護の範囲	* 負傷し、若しくは疾病に			
		かかった 対象家族 の世話			
	取得単位	*日・半日・時間単位			
短期 介護休暇	◎疾病、負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖				
	父母、兄弟姉妹、孫、その他人事委員会が定める者を介護する場合、年5日(対象者が2人以				
71 DZ PT-PX	上の場合は10日)取得できます。休暇は、日・半日・時間単位で取得できます。				
リフレッシュ休暇	◎2019 年度に以下の条件を満たした教職員は、2020 年度にリフレッシュ休暇を取ることができ				
	ます。次年度に取ることはできません。				
	①年齢 35 歳以上かつ勤続 10 年以上(2日間)				
	②年齢 40 歳以上かつ勤続 15 年以上(2日間)				
	③年齢 45 歳以上かつ勤続 20 年以上 (2 日間)				
	④年齢 50 歳以上かつ勤続 25 年以上 (5日間)				
	⑤年齢 55 歳以上かつ勤続 30 年以上(2日間)				
	なお、互助会会員であれば、35歳の時に2万円、50歳の時に3万円が支給されます。				
	年度当初に、教頭はリフレッシュ休暇の対象者には制度の説明をすべきです。				
配偶者の	□○出産予定日前 16 週間目に当たる日から出産日後2週間目に当たる日までの期間内で3日の				
出産休暇	範囲内で必要と認める日又は時間				
育児 時間休暇	◎教職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合、2時間を超えない範囲内でその都度				
	必要と認める時間。通常は朝1時間遅出、夕方1時間早帰りの形で休暇を取得しています。				
	なお子の両親とも県職員(教職員)である場合は、合計して2時間を超えることはできません。				

職員の 出産休暇

◎出産の予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間目)に 当たる日から出産の日後8週間後に当たる日までの期間内に おいてあらかじめ必要と認める期間

◎2017年4月から全国でも最も進んだ内容の長期不妊治療休 暇制度が導入されました。内容は以下のとおりです。

①対象者

体外受精・顕微授精により赴任治療を受けている女性教職員

②承認を与える期間



休暇

1年(分割して取得する場合は通算して365日)を限度とし、日を単位として承認される。なお、 当該休暇を1年(分割して取得する場合は通算して365日)取得した場合においては、出産(死 産及び流産を含む妊娠4ヶ月以上の分娩)後に、新たに当該休暇を申請できる。

③承認の手続き

当該休暇の承認に当たっては、不妊治療の内容、当該休暇を取得することが望ましい期間、不妊治療計画等を明らかにする不妊治療休暇取得に係る医師の意見書を提出する。

4)給与等

当該休暇日数に応じて、給与、ボーナスは減額される。職務に復帰した時の復帰時調整は、当該 休暇期間の 1/2 に相当する期間を引き続き勤務したと見なして、号給を調整する。

次の内容については、実は、権利というより義務の内容です。

研 修

◎教育公務員特例法は「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養につとめなければならない」と規定し、教員に絶えざる研修を義務づけています。研修は正に職務です。同法は「授業に支障が無い限り、校長の承認を受けて職場を離れて研修を行うことができる」と規定していますので、夏季休業中などは研修計画書等を提出して職務としての研修を積極的に行うべきです。また、「学校閉庁期間」は学校が開いていないのですから、自宅研修を行うべきです。

残業時間の 上限規制

◎2020 年 4 月から時間外勤務(在校時間)に上限規制が施行されました。原則は「月 45 時間以内、年 360 時間以内」です。特例規定(通常の「終わらない仕事」は対象ではない)もありますが、原則を守ることが求められています。年間の上限規定を踏まえると、毎日 19 時までの残業はできません。「終わらない仕事」は個人で抱えず、全体で共有し、改善や削減すべきです。

職場や教育の問題を改善したいという方は、是非、茨高教組(組合)に加入してください。一緒に働きやすい 職場を作っていきましょう。以下の加入書に必要事項を記入し、この紙ごと茨城県高等学校教職員組合に提出し て下さい。(加入書はコピーして、控えをとっておいてください)。いつでも、お待ちしております!

組合加入書

2020年 月 日

私は、茨城県高等学校教職員組合に加入します。

氏 名	(
学校名	(
生年月日	(西暦 • S/H	年	月	
年 齢	(歳)			
職種	()